

本資料は、商品発売にあたって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「商品パンフレット」「ご契約の概要」「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり／約款」などをご覧ください。



For your future™

News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK:945

報道ご関係者各位
2010年12月27日

無配当歳満了定期保険「Prosperity 98歳満了定期保険」を販売開始

マニユライフ生命保険株式会社（代表執行役社長兼 CEO：クレイグ・ブロムリー、以下マニユライフ生命）は、主に法人のお客さまを対象とした商品として、2011年1月4日より無配当歳満了定期保険「Prosperity 98歳満了定期保険」をプランライト・アドバイザー（PA、自社営業職員）チャンネル、MGA^{*1}チャンネルの両販売チャンネルを通じて販売いたします。

当社は2006年8月に「Prosperity 通増定期保険」、2008年11月に「Prosperity 新通増定期保険」の販売を開始し、経営者の事業保障ニーズにお応えしてきましたが、今般、事業保障から事業資金対策まで幅広いニーズにお応えする商品として開発いたしました。

「Prosperity 98歳満了定期保険」の特長

1. 長期にわたる大型保障の確保
 - (1) 保険期間中に万一のことがあった場合、死亡保険金・高度障害保険金をお受け取りいただけます。98歳までの長期にわたる安心です。
 - (2) 死亡保険金・高度障害保険金を、事業保障資金（対外的な信用維持や企業防衛資金あるいは経営安定資金）としてご活用いただけます。
 - (3) 死亡保険金・高度障害保険金を、経営者の死亡退職金・弔慰金の原資として活用することもできます。
2. 資産としての解約返戻金の活用^{*2}
 - (1) 在任中の保障だけでなく、勇退時には解約返戻金を退職慰労金の原資として活用することができます。^{*2}
 - (2) 所定の条件を満たしている場合、貸付日における当社所定の範囲内で、ご契約者に対する貸付制度をご利用いただけますので、保障を継続したまま急な資金ニーズにも対応することができます。^{*3}
3. 非喫煙者の方には、標準保険料率より割安なノンスモーカー料率が適用されます。^{*4}
4. 保障を継続できる払済終身保険への変更制度^{*5}

保険料のお支払いが困難になられた場合でも、変更時の解約返戻金をもとに、保険料払込済みの終身保険に変更することができます。したがって、変更後の保険料をご負担いただくことなく保障を継続いただけます。

マニユライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

- *1・・・ MGA とは、北米市場において大型・独立代理店型の販売組織を意味する **Managing General Agents** の略です。当社は 2007 年 2 月に MGA 開発部を新設し、企業経営者や資産家等の富裕層の方々を中心に、日本において新しいタイプの代理店事業の構築を目指し取り組んでおります。
- *2・・・ 解約返戻金は保険期間満了時にはなくなります。また、解約した場合、以後の保障はなくなります。
- *3・・・ 保険期間満了前 3 年間は契約者貸付制度を利用できません。
- *4・・・ 非喫煙者保険料率は、過去 1 年以内に喫煙をしていないこと（喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます。）が適用の条件となります。
- *5・・・ 当社所定の条件によりお取扱できない場合があります。一般に、払済終身保険への変更後の保険金額は、元のご契約より小さくなります。

マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社（「マニユライフ生命」）は、マニユライフ・ファイナンシャルのグループ企業です。マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界22カ国・地域で事業を展開している金融サービスのリーディング・グループです。マニユライフは120年以上にわたり、信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、世界各地のお客さまにお届けすることを目指してまいりました。同社職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、世界各地の数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、世界各地の機関投資家のお客さまには、資産運用サービスのみならず、生命保険および損害・傷害保険の再々保険に特化した再保険の解決策もご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2010年9月30日現在4,740億カナダドル（4,600億米ドル）となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャルとして、米国においては主にジョン・ハンコックとして事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ (www.manulife.com) をご覧下さい。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。(www.manulife.co.jp)

【ご契約例】

- 被保険者：40歳・男性 ■ 死亡・高度障害保険金額：1億円 ■ 保険期間・保険料払込期間：98歳満了(58年)
- 年払保険料：1,875,038円(標準保険料率) ■ ご契約形態：[契約者・保険金受取人▶法人][被保険者▶役員・従業員]

年払保険料 **1,875,038円**

【イメージ図】 ご契約時の契約内容が変更なく継続された場合のイメージを表示しています



上図の場合の
払込保険料累計額・
解約返戻金額・返戻率の推移

- このページに表示している「払込保険料累計額」「解約返戻金額」「返戻率」などの数値は、ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものと算出しています。
- 右表の数値は、経過年数の末目における数値です。
- 解約返戻金額・保険料などにつきましては、「ご契約の概要」などをご確認ください。
- 返戻率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。

被保険者年齢	経過年数	払込保険料累計額 A	解約返戻金額 B	返戻率 B/A
45歳	5年	9,375,190円	7,300,000円	77.87%
50歳	10年	18,750,380円	17,040,000円	90.88%
55歳	15年	28,125,570円	26,090,000円	92.76%
60歳	20年	37,500,760円	35,410,000円	94.42%
65歳	25年	46,875,950円	44,980,000円	95.96%
70歳	30年	56,251,140円	54,330,000円	96.58%
75歳	35年	65,626,330円	63,140,000円	96.21%
80歳	40年	75,001,520円	71,020,000円	94.69%
85歳	45年	84,376,710円	77,100,000円	91.38%
90歳	50年	93,751,900円	79,150,000円	84.42%
95歳	55年	103,127,090円	63,700,000円	61.77%



ノンスモーカーなら保険料が割安に

98歳満了定期保険の保険料は、標準保険料率または非喫煙者保険料率のいずれかを適用して計算します。弊社所定の基準を満たした場合、非喫煙者保険料率を適用することができます。非喫煙者保険料率が適用された場合、保険料は標準保険料率より安くなります。

上記ご契約例において
**非喫煙者保険料率
(ノンスモーカー料率)**
が適用された場合

年払保険料 **1,671,838円**
(標準保険料率が適用された場合と比べて
年払保険料が **203,200円** 安くなります)

※解約返戻金額も標準保険料率が適用された場合と異なります。

ご参考 上記のご契約例において、非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)が適用された場合、70歳時の解約返戻金額は **51,660,000円**(返戻率 **103.0%**) となります。

※非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)は、過去1年以内に喫煙していないこと(喫煙歴については告知に加え弊社所定の検査を実施させていただきます)が適用の条件となります。

<主な取扱について>

1. 保険金額

最低保険金額：200万円

最高保険金額：5億円（ご契約・ご職業等により、お引き受けできる保険金額に制限があります。）

2. 契約年齢/保険期間および保険料払込期間

主契約の契約年齢/保険期間および保険料払込期間（非喫煙者保険料率・標準保険料率 共通）

契約年齢		保険期間/保険料払込期間
最低	最高	
21歳	80歳	98歳満了

3. 付加できる特約について

「無配当新災害割増特約」「指定代理請求特約」「リビング・ニーズ特約」を付加できます。

（「指定代理請求特約」「リビング・ニーズ特約」は契約者が法人の場合は付加できません。）

(登) マニユライフ(COM)10-10706(22.12.14)